

令和6年 第4回

士幌町議会定例会議案

令和6年12月6日

承認第 1 号	専決処分の承認を求めることについて
承認第 2 号	専決処分の承認を求めることについて
議案第 1 号	指定管理者の指定について
議案第 2 号	指定管理者の指定について
議案第 3 号	物品購入契約の締結について
議案第 4 号	士幌町犯罪被害者等支援条例案
議案第 5 号	下居辺交流施設設置条例の一部を改正する条例案
議案第 6 号	情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例案
議案第 7 号	令和 6 年度士幌町一般会計補正予算（第 7 号）
議案第 8 号	令和 6 年度士幌町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）
議案第 9 号	令和 6 年度士幌町介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）
議案第 10 号	令和 6 年度士幌町介護サービス事業特別会計補正予算（第 2 号）

上記の議案を別紙のとおり提出する。

令和 6 年 1 2 月 6 日

士幌町議会議長 河口 和吉 様

士幌町長 高木 康弘

議案第 1 号

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定する。

- 1 施設の名称 士幌町学習体験の里
士幌町国産材展示施設
- 2 指定管理者 河東郡士幌町字士幌東 6 条 2 丁目 1 番地
株式会社佐藤土建
代表取締役 中 村 将
- 3 指定の期間 令和 7 年 4 月 1 日から令和10年 3 月31日まで

説 明

士幌町学習体験の里（士幌高原ヌプカの里）及び士幌町国産材展示施設（士幌高原ヌプカの里ニイ・ピリカ・チセ）に係る指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものである。

議案第 2 号

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定する。

- 1 施設の名称 士幌町民プール
- 2 指定管理者 帯広市東 4 条南10丁目 2 番地
株式会社オカモト
代表取締役 岡 本 謙 一
- 3 指定の期間 令和 7 年 4 月 1 日から令和10年 3 月31日まで

説 明

士幌町民プールに係る指定管理者の指定について、地方自治法第244条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求めるものである。

議案第 3 号

物品購入契約の締結について

次のとおり物品の購入契約を締結する。

- | | |
|-------------|--|
| 1 契 約 の 目 的 | 町内小・中学校 I C T 端末購入 |
| 2 契 約 金 額 | 3 2 , 9 6 9 , 2 0 0 円 |
| 3 契約の相手方 | 帯広市西 1 9 条南 1 丁目 4 番地 2 2
大丸株式会社 道東支店
支店長 吉田 雄二郎 |
| 4 契 約 の 方 法 | 随意契約 |

説 明

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により、議会の議決を求めるものである。

議案第 4 号

士幌町犯罪被害者等支援条例案

士幌町犯罪被害者等支援条例

(目的)

第 1 条 この条例は、犯罪被害者等基本法(平成 16 年法律第 161 号)に基づき、本町における犯罪被害者等の支援に関し、基本理念を定め、並びに町、町民等及び事業者の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等の支援について基本となる事項を定めることにより、犯罪被害者等が必要とする施策を総合的に推進し、犯罪被害者等が受けた被害の早期の回復又は軽減を図り、もって安全で安心して暮らすことができる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 犯罪等 犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。
- (2) 犯罪行為 日本国内又は日本国外にある日本船舶若しくは日本航空機内において行われた人の生命又は身体を害する罪に当たる行為(刑法(明治 40 年法律第 45 号)第 37 条第 1 項本文、第 39 条第 1 項又は第 41 条の規定により罰せられない行為を含むものとし、同法第 35 条又は第 36 条第 1 項の規定により罰せられない行為及び過失による行為を除く。)をいう。
- (3) 犯罪被害者等 犯罪等により害を被った者及びその家族又は遺族をいう。
- (4) 二次的被害 犯罪等による直接的な被害を受けた後に、風評、ひぼう中傷、報道機関等による過度な取材等により、犯罪被害者等が受ける精神的な苦痛、身体の不調、プライバシーの侵害その他の被害をいう。
- (5) 関係機関等 国、北海道、警察その他の関係機関及び犯罪被害者等の支援を行う民間の団体その他の犯罪被害者等の支援に関係するものをいう。
- (6) 町民等 町内に居住し、通勤し、若しくは通学する者又は町内で活動を行う団体をいう。

(7) 事業者 町内で事業活動を行う法人又は個人をいう。

(基本理念)

第3条 犯罪被害者等の支援は、個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障されるよう、配慮して行わなければならない。

2 犯罪被害者等の支援は、被害の状況及び原因、二次的被害の状況等の犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に十分に配慮して行わなければならない。

3 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等が被害を受けたときから再び平穏な生活を営むことができると認められるまでの間、必要な支援が提供されるよう、行わなければならない。

(町の責務)

第4条 町は、前条の基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、関係機関等との適切な役割分担を踏まえて、犯罪被害者等の支援に関する施策を総合的に策定し、及び実施するものとする。

2 町は、前項の施策が円滑に実施されるよう、関係機関等と相互に連携を図るものとする。

(町民等の責務)

第5条 町民等は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等の支援の必要性についての理解を深め、二次的被害を生じさせることのないよう十分に配慮するとともに、町及び関係機関等が実施する犯罪被害者等の支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等の支援の必要性についての理解を深め、その事業活動を行うに当たっては、二次的被害を生じさせることのないよう十分に配慮するとともに、町及び関係機関等が実施する犯罪被害者等の支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。

2 犯罪被害者等を雇用する事業者は、当該犯罪被害者等が安心して暮らすことができるよう、就労及び勤務条件並びにその他必要な各種手続について、十分に配慮するよう努めるものとする。

(相談及び情報の提供等)

第7条 町は、犯罪被害者等が日常生活及び社会生活を円滑に営むことができるようにするため、犯罪被害者等が直面している各般の問題について相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うとともに、関係機関等との連絡調整を行うものとする。

2 町は、前項に規定する支援を総合的に行うための窓口を犯罪被害者等の支援を所管する課に設置するものとする。

(見舞金の支給)

第8条 町は、犯罪行為により犯罪被害者等が受けた被害による経済的負担の軽減を図るため、見舞金を支給するものとする。

2 前項に規定する見舞金の額、見舞金の対象となる者その他見舞金の支給に関し必要な事項は、規則で定める。

(日常生活の支援)

第9条 町は、犯罪被害者等が早期かつ円滑に平穏な日常生活を営むことができるよう必要な支援を行うものとする。

(居住の安定)

第10条 町は、犯罪等により従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等の居住の安定を図るため、町営住宅等への入居における配慮その他の必要な支援を行うものとする。

(安全の確保)

第11条 町は、犯罪被害者等が更なる犯罪等による被害又は二次的被害を受けることを防止し、その安全を確保するため、防犯に係る指導、犯罪被害者等に係る個人情報情報の適切な取扱いの確保その他の必要な施策を講ずるものとする。

(町民等及び事業者の理解の増進)

第12条 町は、犯罪被害者等が日常生活及び社会生活を円滑に営むことができ、かつ、二次的被害を受けることがないよう、犯罪被害者等が置かれている状況並びに犯罪被害者等の支援の重要性及び必要性について町民等及び事業者の理解を深めるため、情報の提供、啓発活動その他の必要な施策を講ずるものとする。

(意見等の反映)

第13条 町は、犯罪被害者等の支援を適切に行うため、犯罪被害者等からの意見及び要望を把握し、町が実施する犯罪被害者等の支援に関する施策に反映させるよう努めるものとする。

(犯罪被害者等の支援を行わないことができる場合)

第 14 条 町は、犯罪被害者等の支援を行うことが社会通念上適切でないと認める場合は、犯罪被害者等の支援を行わないことができる。

(委任)

第 15 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(適用区分)

2 第 8 条の規定は、この条例の施行の日の以後において行われた犯罪行為による死亡又は傷病について適用する。

説 明

犯罪被害者等基本法に基づき、本町における犯罪被害者等の支援に関し、基本理念を定め、並びに町、町民等及び事業者の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等の支援について基本となる事項を定めるため、条例を制定するものである。

議案第 5 号

下居辺交流施設設置条例の一部を改正する条例案

下居辺交流施設設置条例の一部を改正する条例

下居辺交流施設設置条例（平成17年条例第41号）の一部を次のように改正する。

別表 1 宿泊料及び休憩料を次のように改める。

宿泊料（1人1泊）の上限額（円）		休憩料（1人）の上限額（円）	
大人	小人	大人	小人
洋室（和洋室含む）	洋室（和洋室含む）		
13,000	11,500	800	500

備考

- （1） 休憩料とは、浴室及び休憩室を宿泊以外の目的で利用する場合の利用料をいう。
- （2） 貸切浴場を利用する場合、1時間あたり2,000円を上限とする。
- （3） 小人とは、小学生をいう。
- （4） 11月から翌年4月までの間に宿泊した場合は、暖房料として1人につき500円を当該宿泊料の上限額に加算する。
- （5） 小学校就学前の者については、無料とする。ただし、独立して寝具を利用する場合の利用料金は、1夜につき寝具1組2,000円を上限とする。
- （6） 宿泊利用時間を超えて客室を利用する場合は、宿泊超過料を施設利用料に準じて当該宿泊料の上限額に加算する。
- （7） 客室の定員数に満たない人数による宿泊に係る宿泊料の上限額は、当該宿泊料の上限額に100分の150を加算した額とする。

別表 2 研修室等施設利用料備考第2号中「300円」を「500円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の別表の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の利用に係る利用料金（施行日前に下居辺交流施設設置条例第6条第

3項の規定による町長の承認を得た後、同条例第7条第1項の規定により利用を許可した施行日以後の利用に係る利用料金を含む。)について適用し、施行日前の利用に係る利用料金については、なお従前の例による。

説 明

しほろ温泉プラザ緑風の旧館解体に伴う売上の減少や物価高騰等による経費の増加に伴い、利用料金の上限額を見直すため、条例を改正するものである。

議案第 6 号

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例案

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正)

第 1 条 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年条例第46号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 号中「第 2 条第 8 項」を「第 2 条第 9 項」に改め、同条第 3 号中「第 2 条第12項」を「第 2 条第13項」に改め、同条第 4 号中「第 2 条第14項」を「第 2 条第15項」に改め、同条に次の 2 号を加える。

(5) 特定個人番号利用事務 法第19条第 8 号に規定する特定個人番号利用事務をいう。

(6) 利用特定個人情報 法第19条第 8 号に規定する利用特定個人情報をいう。

第 4 条第 1 項中「法別表第 2 の第 2 欄に掲げる事務」を「特定個人番号利用事務」に改め、同条第 3 項中「法別表第 2 の第 2 欄に掲げる事務」を「特定個人番号利用事務」に、「同表の第 4 欄に掲げる特定個人情報」を「利用特定個人情報」に改め、同項ただし書中「当該特定個人情報」を「当該利用特定個人情報」に改める。

(土幌町議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正)

第 2 条 土幌町議会の個人情報の保護に関する条例(令和 5 年条例第11号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第10項中「第 2 条第 8 項」を「第 2 条第 9 項」に改める。

第12条第 5 項の表中「第 2 条第 9 項」を「第 2 条第10項」に改める。

(土幌町町税条例の一部改正)

第3条 土幌町町税条例（昭和43年条例第15号）の一部を次のように改正する。

第36条の2第9項中「第2条第15項」を「第2条第16項」に改める。

第63条の2第1項第1号中「同条第15項」を「同条第16項」に改める。

第89条第2項第2号及び第139条の3第2項第1号中「第2条第15項」を「第2条第16項」に改める。

第149条第1号中「同条第15項」を「同条第16項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第2条第2号、同条第3号、同条第4号、土幌町議会の個人情報の保護に関する条例及び土幌町町税条例の改正規定は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和6年法律第46号）附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日から施行する。

説 明

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の改正により、条例を改正するものである。